

設置施設の内容

設置場所		愛西市〇〇町〇〇1234番					
行為区分 (施行規則第2条)		<input type="checkbox"/> 第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号					
第2号に該当する場合 行為で取扱う物品		鉄・アルミニウム・ステンレス					
設置場所の 現況	地目	区分	宅地	雑種地	田・畑	その他	計
		面積 (㎡)			990.0		990.0
	許可申請等を 要する法令等	農地法（第5条）					
事業計画 の概要	環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・場内での廃棄物等の焼却行為を行わない。 ・作業時の騒音、振動の規制基準を遵守する。 ・場内、場外における定期的な巡回監視、点検を実施する。 ・作業時間：午前8時～午後6時（日曜日は休業） 					
	道 路	<ul style="list-style-type: none"> ・西、南市道の未舗装部は承認工事で側溝を設置し、既設舗装までの間をアスファルト舗装により道路排水を確保する。 ・通学路に面するため、通学時間帯における事業車両の通行は避ける。 ・事業用車両と地元車両のすれ違いを考慮して、南側市道沿いに車両待機スペースを設ける。（※道路管理者、教育委員会と協議のうえ、事業計画へ反映済み） 					
		接続道路の大型車両通行量（ 15）台/日			■舗装幅員 3.0m 以上		
	排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の雨水は、周辺へ流失しないように集水して排水路へ放流する。 ・排水施設は適切な機能を維持できるように定期的な点検を行う。 ・放流先の排水路は水路敷を含め、適切な維持管理に努める。 ・排水路への雨水等放流については、水路管理者と協議済み。（別紙のとおり） 					
	造成工事	<ul style="list-style-type: none"> ・田面から 60 cm の盛土を行い、敷地周囲は土留ブロック及び鋼板囲いを設置する。 ・工事に伴い、近隣住民等から苦情があった場合は、速やかに必要な措置を行う。 ・工事中は、地元車両や歩行者の交通安全に十分配慮して行う。 					
	保 管	<ul style="list-style-type: none"> ・囲いへ資材等の荷重や負荷がかからないように適切に保管管理する。 ・碎石や砂などが周辺道路や隣地等へ飛散しないように管理を徹底する。 ・事業用地内で扱う資材等は、一時的であっても収容能力以上に保管しない。 					
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・常時、場内の整理整頓、清掃に努める。 ・事業活動が原因で、公共物や工作物等を破損させた場合は、施設管理者と協議のうえ速やかに現状復旧をする。 ・大型車両による資材の搬出入時は、誘導員を配置対応する。 						
行為の着手及び 完了の予定年月日	着手〇〇年〇〇月〇〇日 完了〇〇年〇〇月〇〇日						
担当者の氏名 (電話番号)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇						
その他参考事項	事業活動に伴う関係法令：〇〇〇法、□□□条例						